

○平成五年郵政省告示第三百二十六号（外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表
 (下線部分が変更箇所)

改正後				改正前			
別表第一号				別表第一号			
国名	外国の相当する資格	日本のアマチュア局に係る無線従事者の資格	外国の相当する資格で操作できる範囲	国名	外国の相当する資格	日本のアマチュア局に係る無線従事者の資格	外国の相当する資格で操作できる範囲
1～11 (略)	(略)	(略)	(略)	1～11 (同左)	(同左)	(同左)	(同左)
12 欧州郵便 電気通信主 管庁会議勸 告 T/R61-02 付録第2号 別表第1号 に規定され る国	同 勸 告 T/R61-02 付 録第2号別 表第1号に 規定される 資格	第一級アマチュア 無線技士	第一級アマチュア 無線技士の操作の 範囲に属する操作				